

平成31年度開催

賃金・解雇・就業規則など 社会保険労務士による労働相談



賃金、労働時間、就業規則、解雇、労働保険、年金、セハラ・パワハラ、人間関係等…
労使関係について、疑問に感じていること、直面している問題はありませんか？

所沢市の労働相談では「社会保険労務士」が、皆さんのお悩みの解決に向けアドバイスを行います。
正社員でなくても、派遣社員、パート、アルバイトの方、または事業主の方など、働いている(働いて
いた)方は、どなたでもご利用いただけます。

対象者 事業主の方、勤労者の方

相談内容 賃金、労働時間、就業規則、解雇、労働保険、年金、セハラ・パワハラ、人間関係 他
給料明細・就業規則・離職票等、資料となるものがありましたらご持参ください。

相談員 社会保険労務士

開催日程

開催日		予約受付開始日	
平成31年	4月19日(金)	平成31年	4月1日(月)
令和元年	5月17日(金)	令和元年	5月7日(火)
	6月21日(金)		6月3日(月)
	7月19日(金)		7月1日(月)
	8月16日(金)		8月1日(木)
	9月20日(金)		9月2日(月)
	10月18日(金)		10月1日(火)
	11月15日(金)		11月1日(金)
	12月20日(金)		12月2日(月)
令和2年	1月17日(金)	令和2年	1月6日(月)
	2月21日(金)		2月3日(月)
	3月19日(木)		3月2日(月)



- 午後4時から8時まで(相談時間は1人50分 / 最終相談は午後7時から)
- **予約制(先着順)**となります。予約に空きがある場合は、当日も受付します。

会場 所沢市役所別館 相談室 ※場所は右図

(所沢市並木1-1-1 NTT所沢並木ビル1階)

※第3駐車場は午後5時15分以降利用できません

申込方法 産業振興課へ電話でお申し込みください。

電話:04-2998-9157

(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分)

問い合わせ 所沢市役所 産業振興課

〒359-8501 所沢市並木1-1-1(市役所別館)

(西武新宿線航空公園駅東口 徒歩5分)

電話:04-2998-9157 / FAX:04-2998-9162

電子メール:a9157@city.tokorozawa.lg.jp

